

第3章

保健医療圏と基準病床数

第1節 保健医療圏

第2節 基準病床数

第1節 保健医療圏

1 基本的な考え方

限られた医療資源を有効に活用し、すべての県民に適切な保健医療サービスを効率的に提供するためには、県民の生活実態に即した適切な圏域を設定し、それぞれの圏域における保健医療需要を把握しながら、計画的に保健医療提供体制を整備する必要があります。

このため、保健医療活動の地域的単位として保健医療圏を設定します。

なお、この保健医療圏域の設定はあくまでも行政的配慮に基づくものであり、県民の自由な医療機関の選択を制約するものではありません。

2 保健医療圏の設定

(1) 一次保健医療圏

一次保健医療圏は法令上特に定義はありませんが、本県では、住民に密着した頻度の高い保健医療活動が展開される地域とし、市町村単位とします。市町村合併が進み、広域化した市や町の役割として、保健・医療・介護・福祉サービスの一体的かつ効率的な提供が期待されます。

(2) 二次保健医療圏(医療法第30条の4第2項第14号)

二次保健医療圏は、高度・特殊な医療を除く一般的な保健医療需要に対応する区域であり、医療機能を考慮した病院の整備や各種の保健・医療・介護・福祉施策を展開するための地域的な単位で、6つの圏域とします。

(圏域設定の考え方)

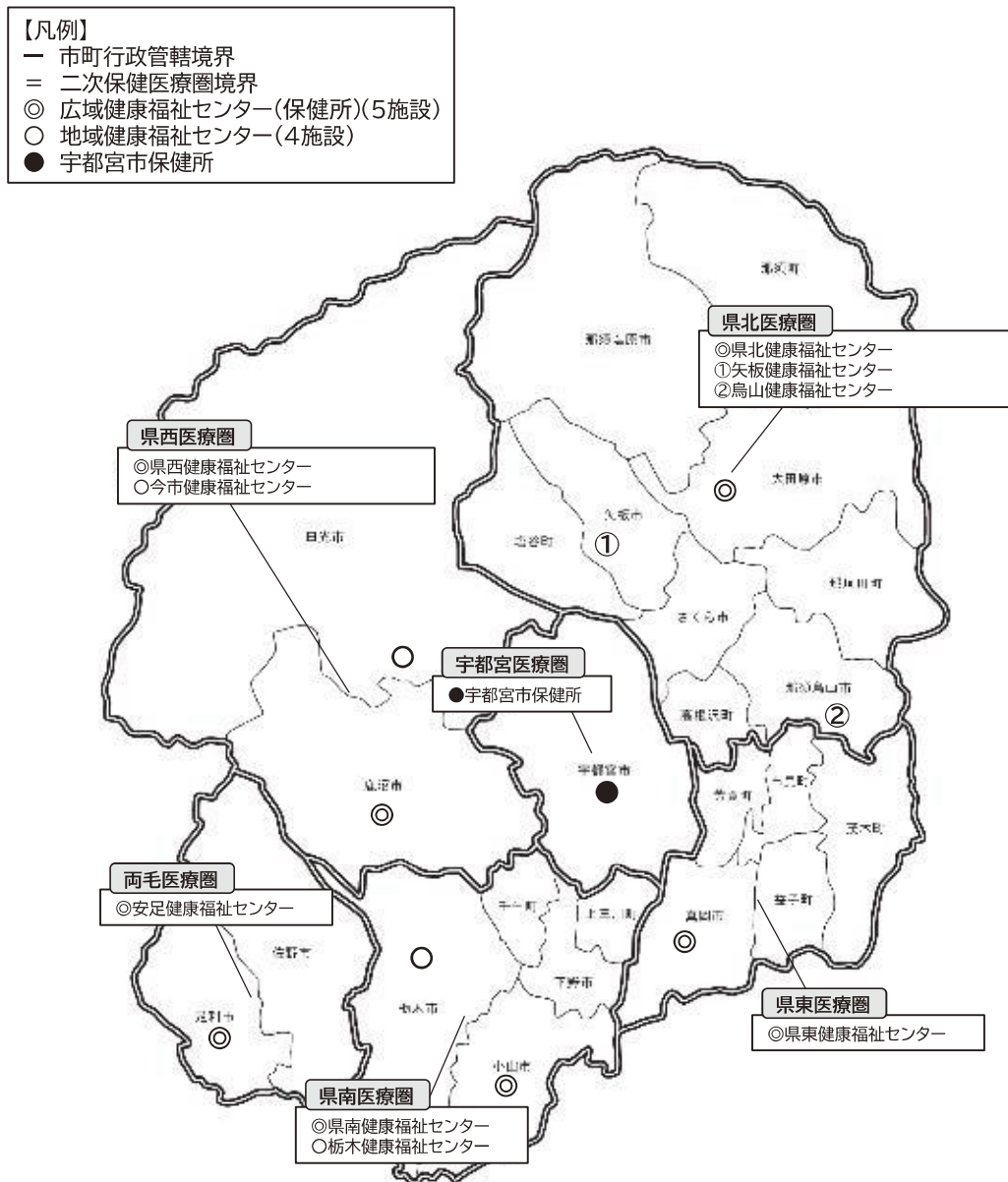
- ・これまで、6保健医療圏ごとに拠点となる病院の整備、医療機能の充実・強化、病床機能の分化・連携、医療介護の連携を進めてきたところです。
- ・こうした取組により、広域的医療需要には県全体で柔軟に対応しながらも、医療圏ごとに医療需要に効率的に対応する医療提供体制の構築が図られています。
- ・指針に沿って見直しを行うとした場合、圏域の更なる広域化(大括り化)や有効に機能している圏域の分割等が必要になり、医療連携体制の大きな変更や医療機関へのアクセスの悪化等地域医療に様々な影響が生じる可能性があります。
- ・また、現行の医療圏は保健所(各広域健康福祉センター及び宇都宮市保健所)の管轄区域、圏域高齢者支援計画(高齢者福祉圏域)、障害福祉計画(障がい保健福祉圏域)、地域医療構想(構想区域)とも一致していることに加えて、今後は6事業目に追加された「新興感染症発生・まん延時の医療」に対応するため、保健所の管轄する圏域の設定が重要となることについても考慮する必要があります。
- ・県東医療圏については、6期計画の際に県東・中央医療圏を分割してできたものであり、以来地域の拠点となる医療機関を中心とした医療提供体制の構築、分化・連携が図られています。また、県西医療圏については、北部に広大な地域を有しており、他圏域との統合(広域化)により拠点となる医療機関の整備や病床機能の分化・連携を進めた場合、アクセスが困難となる県民が生じる恐れがあります。
- ・よって、7期計画と同様の6つの保健医療圏を設定します。

(3) 三次保健医療圏(医療法第30条の4第2項第15号)

三次保健医療圏は、高度・特殊な専門的医療を提供するとともに、広域的に実施することが必要な保健医療サービスを提供するために設定する圏域であり、県全域とします。

(4) 圏域図(構成市町・人口・面積を含む)

図表 3-1-1:二次保健医療圏 圏域図



令和6(2024)年4月時点

図表 3-1-2:二次保健医療圏の人口、面積、人口密度及び構成市町

	二次保健医療圏	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人口/面積)	構成市町
1	県北	357,739	2,229.5	160.5	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町
2	県西	165,564	1,940.5	85.3	鹿沼市、日光市
3	宇都宮	513,257	416.9	1,231.1	宇都宮市
4	県東	135,076	563.8	239.6	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
5	県南	470,575	723.6	650.3	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町
6	両毛	252,820	533.8	473.6	足利市、佐野市
	計	1,895,031	6,408.1	295.7	(2023年10月1日現在)

第2節 基準病床数

1 基準病床数

基準病床数とは、病院及び診療所の病床の適正配置を促進することを目的に、医療法第30条の4第2項第17号の規定に基づき定めるものであり、病院及び診療所における一般病床及び療養病床に係る基準病床数は二次保健医療圏ごとに、精神病床、結核病床及び感染症病床は県全域で定めます。

保健医療計画で定めた基準病床数を既存病床数が上回る、いわゆる「病床過剰地域」における病院の開設・増床・病床種別の変更又は診療所の病床の設置・増床については、開設中止等の知事の勧告の対象となります。

病床の種別、圏域別の基準病床数及び既存病床数は以下のとおりです。

図表 3-2-1: 基準病床数と既存病床数

(床)

病床種別	二次保健医療圏等	基準病床数	既存病床数 (2023年12月1日)
療養病床 及び 一般病床	県北	2,797	2,790
	県西	1,054	1,359
	宇都宮	4,385	4,256
	県東	759	737
	県南	5,216	4,629
	両毛	2,318	2,095
	計		16,529
精神病床	全域	3,881	4,941
結核病床	全域	30	30
感染症病床	全域	32	31

2 届出により一般病床を設置できる診療所

医療法第7条第3項及び医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号の規定に基づき、診療所における療養病床及び一般病床の設置について、許可を受けることを要せず届出により設置できる診療所(以下「特例届出診療所」という。)の基準は以下のとおりです。

《特例届出診療所の基準》

次の診療所のうち、栃木県知事が栃木県医療審議会の意見を聴いて必要と認めるもの

- ・ 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所、その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所
- ・ へき地に設置される診療所として、厚生労働省の「無医地区等調査」において、「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」とされた地区に設置する診療所
- ・ 小児医療の推進に必要な診療所として、小児科専門医又は小児外科専門医を置き、小児科又は小児外科を標榜する診療所
- ・ 周産期医療の推進に必要な診療所として、産婦人科専門医を置き、産科又は産婦人科を標榜するとともに、産科医療を提供する診療所
- ・ 救急医療の推進に必要な診療所として、救急病院等を定める省令に基づく救急告示診療所
- ・ 上記に定めるもののほか、地域において良質かつ適切な医療を提供するために特に必要な診療所